公告 第 33 号
令和8年11月5日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊静内駐屯地
第３２４会計隊静内派遣隊長　齋藤　辰哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6LY61SD01300	6MN51AD0087 0001		44

品名　または　件名
静内駐屯地ほか敷地境界点検役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
静内駐業	業務隊管理科　久野技官（内線３１６）
搬入場所	納期または工期
静内駐業	令和9年3月31日（水）

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がC、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
陸上自衛隊静内駐屯地第３２４会計隊静内派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月19日（木）9時00分　駐屯地　会計隊入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

７　注意事項
(1)　入札に参加する者に必要な資格
ア　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
イ　別紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
ウ　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
エ　「入札及び契約心得」を厳守している者。
(2)　適用する契約条項
本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。
ア　場　所：陸上自衛隊静内駐屯地　会計隊入札室
イ　日　時：令和８年１１月１９日（木）９時００分
※郵便による入札がある場合の再度入札は、１１月２４日（火）９時００分に実施する。
(4)　保証金等に関する事項
ア　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。
イ　契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の１００分の１０以上を違約金として徴収する。
(5)　入札の無効
ア　第２項に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
イ　入札に関する条項に違反した入札
ウ　入札開始時刻に遅れた者の入札
エ　入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札

オ　暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
カ　ＦＡＸ、電子メール、電報及び電話による入札

(6)　契約書の作成

契約書は作成する。但し、落札金額が１００万円未満の場合は契約書を作成しない。

(7)　落札決定方式

総額により決定する。落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(8)　その他

ア　郵便による入札は認める。その際、封筒には「（入札件名）入札書在中」と明記するとともに、１１月１８日（水）１７時までに第３２４会計隊静内派遣隊へ必着させること。再度入札の場合は、１１月２０日（金）１７時までに必着させること。

この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。

イ　契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

ウ　入札に参加する者は「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

エ　代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

オ　入札者は次の文面を入札書に記載し、暴力団排除に関する誓約をするものとする。

「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）)は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

カ　入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地　第３２４会計隊静内派遣隊　（担当：清水）
ＴＥＬ：０１４６－４４－２１２１（内線３５０）
ＦＡＸ：０１４６－４４－２１２１（内線３５２）※平日８時１５分～１７時００分のみ
０１４６－４４－２１２３（直通）　※土日祝日・平日１７時以降～翌８時１５分
Ｍａｉｌ：432fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

キ　規格等に関する問い合わせ先

陸上自衛隊静内駐屯地　業務隊管理科　（担当：久野）
ＴＥＬ：０１４６－４４－２１２１（内線３１６）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア　掲示場所

静内駐屯地第３２４会計隊静内派遣隊、北部方面会計隊HP： http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html

イ　掲示期間

令和８年１１月５日（木）～令和８年１１月１９日（木）

特　記　仕　様　書

件　名	静内駐屯地ほか 敷地境界点検役務	仕様書番号 第　４４　号 作成年月日：令和８年１０月１３日 作成部隊名：静内駐屯地業務隊 管理科営繕班

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	管財		図面番号
（電子決済による）							１／７

１　総　則

本仕様書は、陸上自衛隊静内駐屯地における「静内駐屯地ほか敷地境界点検役務」について、必要な事項を定める。

２　場　所

(1) 陸上自衛隊静内駐屯地
　北海道日高郡新ひだか町静内浦和１２５
(2) 陸上自衛隊静内対空射撃場
　北海道日高郡新ひだか町静内浦和６２－２
(3) 陸上自衛隊静内駐屯地本町宿舎
　北海道日高郡新ひだか町静内本町５－１－１５
(4) 陸上自衛隊静内駐屯地末広町宿舎
　北海道日高郡新ひだか町静内末広町２－１４－１
(5) 陸上自衛隊静内駐屯地笹山無人中継所
　北海道日高郡新ひだか町静内農屋２４３－１

３　役務内容

(1) 上記各敷地における境界標の点検、塗装、GNSS観測、写真撮影　計１９９点
(2) 各境界標の点検結果、GNSS観測によるXY成果値、記録写真の報告　　１部

４　期間等

契約日から令和９年３月３１日までを工期とし、各境界標の点検１回および報告書の作成・提出を行い、工期中に検査官の検査合格をもって役務完了とする。

また、境界点検実施日は事前に監督官に通知すること。

５　その他

(1) GNSS観測の測位方式は任意とするも、努めてＲＴＫ法等の相対測位とし、誤差を数ｃｍ程度に収めること。細部は監督官と協議し、承認を得ること。
(2) 境界点検実施中は所属と作業中の旨を表示した腕章を装着すること。
(3) 成果物とは別に、作業中の様子を撮影した写真を数点用意すること。
(4) 測地不可能な地点や、その他疑義については監督官と協議し、指示通りに実施すること。
(5) 私有地には立ち入らないこと。また、部外部内を問わず、財物に損傷や汚損を生じないよう細心の注意を払うこと。
(6) 各種法令等の遵守と安全管理を徹底すること。請負者は本役務履行中に生じた諸事故に対して、原則として一切の責任を負うとともに、速やかに監督官へ報告する義務を負うものとする。
(7) 本仕様書に記載がなくとも、技術上当然実施すべき事項は役務内容に含むこととする。

別　紙

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

1　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

4　第２号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1)　資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2)　人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（１）及び（２）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（１）又は（２）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。